

内閣官房副長官補室（内政・外政）本室内閣参事官（経済産業担当）標準文書保存期間基準

令和6年7月10日改定

事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名 称)	保 存 期 間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保存期間 満了 時の 措置
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯									
1	閣議の決定又は了解及びその経緯	①質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	・ 答弁の案の作成の過程が記録された文書 ・ 閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 ・ 答弁が記録された文書	閣議の決定又は了解及びその経緯	質問主意書	質問主意書（○年度）	20年	2 (1)① 5 (3)	移管
	②基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（(1)に掲げるものを除く。）	①立案基礎文書 ②立案の検討に関する審議会等文書 ③立案の検討に関する調査研究文書 ④行政機関協議文書 ⑤閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 ⑥官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング ・ 任意パブコメ ・ 各省への協議案 ・ 各省からの質問・意見に対する回答 ・ 基本方針案 ・ 基本計画案 ・ 白書案 ・ 案件表 ・ 配付資料 ・ 官報の写し		基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件	基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件（○年度）		2 (1)① 5 (4)	
2	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書 ②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書 ③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書 ④会議に検討のための資料として提出された文書及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書 ⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議	“会議名”（○年度）	10年	2 (1)① 6	移管
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯									
3	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①申合せに係る案の立案基礎文書 ②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書 ③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書 ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 ⑤申合せの内容が記録された文書	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せ	複数の行政機関による申合せ（○年度）	10年	2 (1)① 8	移管

事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存 期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保存期間 満了 時の 措置			
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯												
4 個人の権利義務の得喪及びその経緯		(1)許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	個人の権利義務の得喪及びその経緯			5年	2 (1)①11(24)	廃棄			
			1年未満									
		(2)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①行政文書開示決定等処分に対する不服申立書		・審査請求書の写し	—	—	10年 (裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後)	2 (1)①11(5)	廃棄 (ただし以下については移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)		
			②情報公開・個人情報保護審査会関係文書		・諮問書の写し ・理由説明書 ・意見書の写し ・答申の写し			—	—	10年 (訴訟が終結する日を基準)	2 (1)①11(6)	廃棄 (ただし以下については移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)
			③裁決書		・裁決書の写し							
		(3)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書		・訴状の写し ・期日呼出状の写し	—	—	10年 (訴訟が終結する日を基準)	2 (1)①11(6)	廃棄 (ただし以下については移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)		
			②訴訟における主張又は立証に関する文書		・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写 ・書証の写し							
			③判決書又は和解調書		・判決書の写し ・和解調書の写し							
5 法人の権利義務の得喪及びその経緯		(1)許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	法人の権利義務の得喪及びその経緯			5年	2 (1)①12(2)	廃棄			
			1年未満									
		(2)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①行政文書開示決定等処分に対する不服申立書		・審査請求書の写し	—	—	10年 (裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後)	2 (1)①12(5)	廃棄 (ただし以下については移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)		
			②情報公開・個人情報保護審査会関係文書		・諮問書の写し ・理由説明書 ・意見書の写し ・答申の写し			—	—	10年 (訴訟が終結する日を基準)	2 (1)①12(6)	廃棄 (ただし以下については移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)
			③裁決書		・裁決書の写し							
		(3)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書		・訴状の写し ・期日呼出状の写し	—	—	10年 (訴訟が終結する日を基準)	2 (1)①12(6)	廃棄 (ただし以下については移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)		
			②訴訟における主張又は立証に関する文書		・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写 ・書証の写し							
			③判決書又は和解調書		・判決書の写し ・和解調書の写し							
その他の事項												
6 告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯		(1)告示その他の規則（告示に準ずるものに限る。）の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から5の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯	—	—	10年	2 (1)①14(1)	廃棄			
			②立案の検討に関する調査研究文書							・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング		
			③意見公募手続文書							・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由		
			④制定又は改廃のための決裁文書							・告示案、規則案		
			⑤官報公示に関する文書							・官報の写し		
		(2)訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から5の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する調査研究文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯	—	標準文書保存期間基準（○年度）	10年	2 (1)①14(2)	廃棄 (ただし以下については移管 ・重要な訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃のための決裁文書)	
			②制定又は改廃のための決裁文書		・訓令案・通達案、規則案 ・標準文書保存期間基準							
			③官報公示に関する文書		・官報の写し							
7 機構及び定員に関する事項		機構及び定員の要求に関する経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する経緯	機構及び定員の要求（○年度）	10年	2 (1)①16	移管 (内閣府官室が取りまとめた文書を除く。)			
			・大臣指示 ・省内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画									

